

# グリーン調達ガイドライン

株式会社ヌカベ

制定：2024年7月3日

# グリーン調達ガイドライン

## 目 次

	ページ
1. はじめに	2
2. グリーン調達について	2
2.1 目的	2
2.2 適用範囲	2
2.3 当社の取り組み	2
3. 環境方針	3
3.1 環境方針	3
3.2 環境方針に掲げた優先課題の取り組み	3
4. 取引先様への要求内容	4
4.1 環境管理責任者の選定	4
4.2 環境マネジメントシステム(EMS)の構築	4
4.3 製品含有化学物質管理体制の構築	4～6
4.4 製品含有化学物質の調査報告	6～7
4.5 企業秘密への配慮	7
5. その他	8
5.1 グリーン調達ガイドラインの配布	8
5.2 お問い合わせ	8

### 様式及び添付資料

グリーン調達様式_1	「環境責任者選任・変更届出書」
グリーン調達様式_2	「環境マネジメントシステム自主診断報告書」
グリーン調達様式_3	「環境負荷物質不使用保証書」
グリーン調達様式_4	「禁止物質代替検討依頼書」
3/ グリーン調達様式_5	「製品含有化学物質管理体制のチェックシート」

# グリーン調達ガイドライン

## 1. はじめに

日頃より当社の生産活動及び環境管理活動に、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、あらゆる事業領域で、環境に関する規制が世界的に高まっていく中、当社顧客より環境管理活動に対する取り組みが明確になってきており、環境に配慮した製品、生産活動を実現するために、「環境に配慮した事業活動を展開しているお取引先様から環境負荷の少ない部材を調達する」とともに、「サプライチェーン内・お客様に対して伝達が必要な化学物質情報を適切に管理する」ことに取り組んでいます。

本ガイドラインは、その実現のために当社顧客の環境活動の基本である「グリーン調達ガイドライン」(顧客により名称が異なる)を受け、当社の環境活動に対する基本的な取り組みとお取引先様への要求事項をガイドラインとしてまとめました。

## 2. グリーン調達について

### 2.1 目的

このグリーン調達ガイドラインは、環境に配慮した製品、生産活動を実現するため、「環境に配慮した事業活動を展開しているお取引先様から製品のライフサイクル全体に渡って環境負荷の少ない部材を調達する」とともに、「サプライチェーン内或いはお客様に対して伝達が必要な化学物質情報を適切に管理する」ことを目的としています。

### 2.2 適用範囲

本ガイドラインは、当社が調達し、当社製品を構成する以下に示す全ての購入品に適用します。製造工程で使用される、また試作段階から生産準備及び生産段階、保守部品移行後までの全期間を適用とし、当社が要求する段階で必要情報を提示してください。

- 1) 材料 ※1
- 2) 製品・部品
- 3) 副資材 ※1※2
- 4) 梱包材(包装材含む) ※3

- ▽ ※1 熱硬化性樹脂・接着剤・塗料等の反応性の材料・副資材を使用している場合は、反応後の材料成分について適用します。
- ※2 副資材とは、当社に納入される製品に最終的に含まれるもの、及び生産段階で使用する生産補助剤(洗浄液、腐食防止剤、仮固定用テープ)等の製品に最終的に含まれないものも全てを指します。
- ※3 梱包材とは、当社に納入される製品等の包み込み、保護、及び配送に用いる包装材を含みます。ただし、化学物質調査において、トレー、緩衝材、カートン箱、通函等で、当社や物流拠点で廃棄またはお取引先様へ返却することが明らかな梱包材については、適用除外とします。

### 2.3 当社の取り組み

当社はグリーン調達活動を全社環境マネジメント活動の重要な一部として位置付けております。活動は「環境方針」に基づき、全ての組織を上げて活動に取り組んでいます。

### 3. 環境方針

#### 3.1 環境方針

## 環 境 方 針

株式会社 ヌカベ は、創業以来、自動車部品等の製造、販売を通じ、常にQ(品質) C(価格) D(納期) でお客様に満足して頂く事を目標に取り組んでまいりました。

当社の製品である、燃料噴射ポンプ、ブレーキ、ステアリング、エアコン、油圧の各部品の生産活動に於いて、環境に与える悪影響を排除し、地域社会との融合をはかり、環境に優しい企業としての責任を果たすべく取り組んでまいります。

当社は、生産活動、販売、事務処理に至るまでの活動に、ISO14001環境マネジメントシステムを活用し、国内及び国際的な環境に関する法律及び要求事項、事業所の立地する県及び市町村条例を順守し、環境汚染の防止をはかり、改善を行うことにより、環境負荷物質の低減を行います。

特に以下の項目について優先的に活動し、環境保全と汚染の予防に努めます。

5

- 1 サステナブルな事業活動の推進
- 2 カーボンニュートラル活動の推進
- 3 社会との共生（事業活動推進における法規等の順守）
- 4 環境マネジメントシステムの継続的改善及び汚染の予防を図る
- 5 製品含有化学物質の管理を推進する

この環境方針は、教育を通じ従業員に周知を行うとともに、当社ホームページを通じて外部にも公開を致します。

2023年8月 改正

#### 3.2 環境方針に掲げた優先課題の取り組み

当社は、上記 1～5の優先課題について、当社の定める環境管理マニュアルに準じ、其々の優先課題に目標を定め、達成に向けて全社で取り組んでいます。

#### 4. 取引先様への要求内容

当社はグリーン調達を進めていく上で、本ガイドラインの要求事項を順守していただき、お取引したいと考えております。

お取引先様には、企業の社会的責任として環境関連法令等を順守していただき、その上で環境マネジメントシステムの構築及び製品含有化学物質の管理体制に関する要求事項の順守をお願いします。

##### 4.1 環境管理責任者の選定

本ガイドラインの内容に合意されたお取引先様は、環境マネジメント活動の責任者として環境管理責任者の選定をお願い致します。環境責任者の方を通じて当社の方針、活動内容をお伝えするとともに、相互に協調し環境活動を推進して参ります。

当社より提出要求がありましたら下記様式にて提出をお願いします。

◇別紙添付「環境管理責任者〔選任・変更〕届出書」(グリーン調達様式\_1)

##### 4.2 環境マネジメントシステム(EMS)の構築

お取引先様は、環境マネジメントシステムの構築と維持向上のために、ISO14001またはそれに準ずる外部認証取得をお願いします。

外部認証未取得、または計画段階のお取引先様は、ISO14001と同等レベルの環境マネジメントシステムの構築をお願いする上で、下記様式により評価を実施し、当社から要求がありましたら速やかに提出をお願いします。

◇別紙添付「環境マネジメントシステム自主診断報告書」(グリーン調達様式\_2)

[ 外部認証 (例) ]

規格	特徴
ISO14001	世界的に認知されているスタンダード
エコステージ	簡易版であり5段階のステップがあるEMS (低コスト)
エコアクション21	環境省のガイドラインに準拠する中小企業向けEMS (低コスト)
KES	簡易版の中小企業向けEMS (低コスト)

##### 4.3 製品含有化学物質管理体制の構築

お取引先様は、納入品に含有される化学物質を把握・管理するための体制・仕組みを構築し、運用してください。「製品含有化学物質管理」とは、サプライチェーンを通じて納入する物品に含有される化学物質を把握・管理する仕組みを指し、お取引先様が  
お取引先のサプライヤーから納入される製品等に含有される化学物質を把握・管理する仕組みも含まれます。

③ この製品含有化学物質管理体制の運用状況は、下記様式により自己評価を実施された場合は、提出をお願いします。

◇別紙添付「製品含有化学物質管理体制のチェックシート」(グリーン調達様式\_5)

お取引先様にて、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)発行の製品含有化学物質管理ガイドライン 附属書のチェックシートで自己評価を実施している場合は、その結果を提出して頂くことでも可能です。

JAMP発行資料は、以下URLよりダウンロードすることができます。

URL : <https://chemsherpa.net/docs/guidelines>

また、チェックシートによる評価状況につきましては、当社から1回/年配布する「品質・環境保証体制アンケート」にて確認させていただきますので、ご協力の程をお願いします。

## 4.3 製品含有化学物質管理体制の構築（続き）

## ①製品含有化学物質管理の徹底

製品含有化学物質管理を徹底するために、下表の実施事項を実施してください。

## 【業務の各段階における製品含有化学物質管理】

段階	実施事項
購買段階	供給者から購買する製品の含有化学物質情報を入手し、 購買製品の含有化学物質を管理してください。
製造段階	組成変化、濃度変化なども考慮して製品中に含有される化学物質を 管理してください。
引渡し段階	当社より製品含有化学物質調査依頼が入った際は速やかに報告してください。

## ②化学物質管理の徹底

お取引先様は、納入する製品等に禁止物質が含有しない、または禁止物質及び管理物質が所定の閾値以下であることを確実にする管理をお願いします。

管理対象は、IMDSの物質リスト（GADSL）、JAPIA統一データシートの外部リスト、chemSHERPA管理対象物質リストに従って対応をお願いします。

また、その他 各国の法規・法令及び法規制除外物質も含めて、扱う原料や部品の特性や来歴を把握し、禁止物質が閾値を超えて混入することのないように適切な管理をお願いします。以下に代表的な各国の法規制を載せます。各法規制に基づく含有調査が発生した場合、調査依頼をさせていただきますのでご協力の程よろしくをお願いします。

禁止物質 法規・法令	管理物質 法規・法令
EU RoHS指令(2002/95/EC)	EU 玩具安全性指令(EN71-3)
EU ELV指令	EU REACH規則/制限・認可・SVHC
EU REACH規制/制限	シップリサイクルに関する欧州規則(EU-SRR)
EU 梱包材指令(94/62/EC)	新電池指令(2013/56/EU)
欧州委員会規則(No.757/2010)	HFC冷媒規則(Fgas規則)
CLP規則(附属書)	ハロゲンフリー関連規則(IPC-4101及びIEC61249-2-21)
POPs条約(ストックホルム条約)	JEDEC(半導体技術協会)
ウィーン条約/モントリオール議定書	オゾン層保護法
オゾン層保護法	ウィーン条約/モントリオール議定書(Class II相当)
化審法 第1種特定化学物質	労働安全衛生法(名称等表示及び特価物第2類)
化審法 第2種特定化学物質	労働安全衛生法(製造許可)
労働安全衛生法(製造等禁止物質)	原子炉等規制法
労働安全衛生法(石綿則)	放射性障害防止法(RI法)
水銀に関する水俣条約	家庭用品規制法
毒物及び劇物取締法	ドイツ化学品禁止規則
TSCA(米国の有害物質規制法)	地球温度化対策の推進に関する法律
ドイツ化学品禁止規則	中国 GB/T30512-2014 *GB/T:推奨性国家標準
カナダ環境保護法(CEPA)	シップリサイクル条約
ノルウェー国内法	
シンガポール環境保護管理法(EPMA)	
カルフォルニア州がん性物質含有量表示規則(Prop65)	

#### 4.3 製品含有化学物質管理体制の構築（続き）

##### ② ③ 併行生産の管理

併行生産（同一建屋内において特定の化学物質の含有を制限された部材を使用している工程）は、管理が必要な工程として一般的な工程との識別・区別（分離するなど）をお願いします。工程が分離できない場合は、切替え時の清掃/分析確認等の適切な手順を定め徹底してください。また、必要に応じてリサイクル材を使用する場合は、製品含有化学物質管理上のリスクを十分に把握した上で、管理方法を明確に定め、使用することとしてください。

##### ④ 成形品への変換工程

化学品から初めて成形品に変換された時点で製品含有化学物質が固定します。この段階で製品含有化学物質を適正に管理してください。具体的には、化学品から初めて成形品に変換される成形品を製造するために用いる原材料中に含まれる化学物質量の把握だけでなく、成形品への変換工程において使用される副資材、生産補助材に含まれる化学物質の量及び化学物質の変化、さらに混入汚染防止などの管理を行ってください。

##### ③ ⑤ 梱包材管理

当社が購入する梱包用の資材、購入製品の梱包材（特に当社顧客まで納入される梱包材）については、以下ご対応をお願いします。

###### (1) 当社が使用する梱包材

当社が出荷する製品に直接接触する梱包用の資材については、SDSの提出を要求することがあります。要求されましたら速やかに提出できるように準備をお願いします。

###### (2) 購入製品の梱包材

当社に納入する製品に使用される梱包材については、荷姿取り交わしの際にSDSの提出を要求することがあります。（特に当社顧客まで納入される梱包材）要求されましたら速やかに提出できるように準備をお願いします。

#### 4.4 製品含有化学物質の調査報告

当社が購入する材料、部品、梱包材料、補助材料等について使用されている化学物質の含有調査結果を当社からの要求の際に提出していただきます。調査内容と調査様式については、当社顧客の要請により決定しますが、基本的には下記ツールのいずれかを使用とします。

##### ① SDS（安全データシート）

お取引先様・材料メーカー様の書式にて提出をお願いします。

以下、参考：経済産業省の作成・提出方法

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/msds/4.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/4.html)

##### ② JAPIA統一データシート

JAPIA（日本自動車部品工業会）にて標準化された成分調査シートです。

以下からダウンロードすることができます。

<https://www.japia.or.jp/>

③ ※使用の際はパスワードが必要になります。ご不明な場合は、当社品質管理部までお問合せください。

#### 4.4 製品含有化学物質の調査報告（続き）

##### ③IMDS

IMDS（International Material Data System）は、自動車業界の環境負荷物質情報収集システムです。以下から登録することができます。

<https://www.mdssystem.com/>

送信先企業ID（ヌカベ企業ID）：**18391** [NUKABE Corporation]

##### ④chemSHERPA

経済産業省より2015年10月に公開された新たな情報伝達スキームです。

AIS同様JAMPより運営されます。

以下、専用サイトからダウンロードすることができます。

<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>

※chemSHERPAで提出頂く際は、成分合計値が100%開示の場合のみ受付いたします。

なお、指定のフォーマット以外の顧客固有要求含有管理物質及び当社独自の要求については、下記事項により、または別途指示しますので、そちらについても遵守をお願いします。

##### (1) 不使用保証書の提出

上記使用ツールと併せて、または個別で特定の禁止物質が不使用であることを証明する「不使用保証書」の提出をお願いする場合があります。

提出の際は、下記様式をご使用ください。

◇別紙添付「環境負荷物質不使用保証書」（グリーン調達様式\_3）

##### (2) 禁止物質代替検討依頼書

調査の結果、“使用禁止物質”が含まれていることが判明した場合、製品に含まれる物質の代替え検討する必要があります。代替検討のお取引先様の独自のフォーマットまたは下記様式より情報の提供をお願いします。

◇別紙添付「禁止物質代替検討依頼書」（グリーン調達様式\_4）

※当社からの調査要求内容の他に“使用禁止物質”が含まれている、“使用禁止物質”に認定される予定の物質を含んでいる等が判明した場合も、速やかにご連絡ください。

##### (3) 支給部品・材料の成分情報

調査依頼を受けた部材が自家調達ではなく、当社からの支給部品・材料の場合は、当社調査依頼元まで折り返しその旨をご連絡ください。

##### (4) 変更時の届出

工程変更(原材料の変更、製造方法の変更等)により既に当社へ提出してあるデータに対し製品に含まれる物質や質量が大幅に変化した場合は、変更後のデータを提出ください。

データ再提出時に、当社が承認した変更届出書のコピーを提出要求する場合があります。

#### 4.5 企業秘密への配慮

国内外の法対応に必要な製品含有化学物質情報は開示すべきですが、製品としての混合物または成形品中に含有される化学物質情報を開示することが重要な問題につながる懸念がある場合、当社は製品含有化学物質情報の授受に当たって、十分な配慮をいたします。

情報開示が困難な場合は、当社品質管理部（次頁、5.2 お問合せ）まで連絡をお願いします。



## 5. その他

## 5.1 グリーン調達ガイドラインの配布

グリーン調達ガイドラインは、当社との取引開始時及び1回/年の「品質・環境保証体制アンケート」配布時に当社ホームページ（<https://www.nukabe.co>）より最新版の資料がダウンロード可能か確認させていただきます。

ダウンロードした資料は、お取引様にて保管・管理をお願いします。

※ホームページからのダウンロードができない場合、原本のコピー又はCD等の電子媒体でお渡しします。（下記、5.2 お問い合わせ までご連絡ください）

## 5.2 お問い合わせ

当社担当部門は以下になります。

## 【環境管理活動全般について】

▽  
4

株式会社ヌカベ 生産統括部	〔TEL〕 027-346-2357
	〔FAX〕 027-346-2098

## 【製品含有化学物質の調査報告について】

株式会社ヌカベ 品質管理部	〔TEL〕 027-346-2357
	〔FAX〕 027-346-2098

## 〔注意書き〕

▽  
3

本グリーン調達ガイドライン添付の様式1～5につきましては、ヌカベから個別に要求があるまで提出の必要はありません。提出要求があった際に、速やかに提出できるようお取引先様の社内で事前に準備を進めていただきたくお願い申し上げます。